

別表1 (第3条関係)

世帯区分		課程区分	
		全日制・定時制	通信制
(1) 生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯(専攻科に通う生徒等は除く。)		32,300円	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	(2) 兄弟姉妹が通信制・専攻科の国公立高等学校等に在籍する世帯 ((1) の場合を除く。)	129,700円	36,500円
	(3) 第1子の高校生等が国公立高等学校等に在籍する世帯 ((1) 及び (2) の場合を除く)	84,000円	
	(4) 第2子以降の高校生等が国公立高等学校等に在籍する世帯 ((1) ~ (3) の場合を除く) ※	129,700円	
	(5) 生徒が専攻科に在籍する世帯	36,500円	
	※ オンライン学習に係る通信費相当の加算給付額	10,000円	

※1 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯において、「第2子以降の高校生等」とは、次のア又はイのいずれかに該当する高校生等をいう。

ア 高等学校等に在籍する高校生等のうち2人目以降の高校生等

イ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

※2 オンライン学習に係る通信費の支給対象者は、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯の高校生等の保護者等のうち、家庭において通信費に係る負担が生じていることが通信費に係る契約書の写し又は誓約書(様式15)等により確認された者とする。

・支給額等は、高校生等一人当たり年額10,000円を給付金の支給額に加算して支給する。

・生活保護世帯については、通信費が生活保護費(生業扶助)の支給対象であるため、加算対象とならない。

別表2 (第4条関係)

必要書類	別表1(1)に該当 生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯(専攻科の高校生等は除く)	別表1(2),(3)又は(5)に該当 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税である世帯(第1子)	別表1(4)に該当 道府県民税所得額及び市町村民税所得割が非課税である世帯(第2子以降)
1 国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(様式1)	○	○	○
2 非課税証明書 (道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円と分かる書類等)	—	○※1	○※1
3 生活保護受給証明書	○※2	—	—
4 15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し	—	—	○
5 扶養申立書(様式9)	—	—	○※3
6 在学証明書(様式2) (高等専門学校及び県外公立高等学校等に在籍している高校生等に限り)	○	○	○

7 口座振替依頼書（様式13）	○	○	○
8 委任状（様式8） （茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校に在籍している高校生等の世帯の保護者等で学校徴収金等への充当を希望する者に限る）	△※5	○※5	○※5
9 オンライン学習の通信費に係る誓約書（様式15）または通信費に係る契約書の写し	—	○	○
10 個人対象要件証明書（専攻科に通う生徒がいる世帯に限る） （様式16-1または16-2）	—	○	—

※1 高等学校等就学支援金等の手続で茨城県教育委員会へ個人番号カードの写し等を提出済の者の場合、提出を省略可能。

※2 生活保護受給証明書で「生業扶助(高等学校等就学費)」受給が確認できない場合は、生業扶助受給証明書(福祉事務所発行)(様式14)を提出。

※3 健康保険証等で扶養が確認できない場合は、扶養申立書(様式9)を提出。

※4 学校徴収金へ充当を希望できるのは、修学旅行費のみ。

※5 充当の取扱いを希望する場合のみ必要。